

**平成30年度までにサービス管理責任者等  
(サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者)  
従事要件を満たしている方へ**

**令和5年度末までに更新研修を受講してください**

令和元年度より、サービス管理責任者等研修の制度が見直され、これまで分野ごとに実施していた研修を統合した上で、基礎研修、実践研修(令和3年度より実施)と段階的に分け、さらに現任者を対象とした更新研修を創設されました。

平成30年度までにサービス管理責任者等としての従事要件(研修修了及び配置の実務経験)を満たしている方は、令和5年度末までに更新研修を受講しなければ資格失効となり、令和6年度以降サービス管理責任者等として引き続き従事することができません。(実践研修を修了することで再取得可能です。)

令和5年度の更新研修を受講希望者が集中した場合、更新研修を受講できない可能性があります。そのため、受講を希望する全ての方が期間内に受講していただけるよう、事業所等において、計画的に更新研修の申込をしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

○更新研修を受講につきましては、定員の範囲内で修了年度の早い方を優先的に受講決定させていただきます。令和3年度においては、**平成28年度**までにサービス管理責任者等研修を修了した方を優先的に受講決定を行います。(分野ごとに複数年度研修を修了している場合、初回の修了年度を対象年度とします。)

○更新研修は5年度毎に1回の修了が必要です

初回の更新研修を修了した翌年度を初年度として、以降5年度毎に1回修了する必要があります。

例1) 令和3年度に更新研修を修了した場合

令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13
修了	この5年度以内に2回目を修了					この5年度以内に3回目を修了				

例2) 令和4年度に更新研修を修了した場合

令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
修了	この5年度以内に2回目を修了					この5年度以内に3回目を修了				

\* 令和元年度から研修制度が改正に伴い、和歌山県内の事業所等からのみを対象とします。  
(個人申込を含む)